泉佐野市
中小企業総合支援制度
のご案内

令和５年度版

◆中小企業総合支援制度とは◆

　これまで中小企業支援策の一環として「中小企業振興資金利子補給制度」及び「中小企業退職金共済加入促進補助金制度」を実施しておりましたが、長引く景気の低迷の中、深刻な影響を受けている中小企業者の経営基盤の安定を総合的に支援するため、平成２５年度から「中小企業総合支援制度」として中小企業者の支援を行っています。

　従来の制度は、国・府・市・その他の機関の支援策を、中小企業者自身で情報収集し、選択するという形でしたが、新制度は専門的知識やさまざまな情報を保有する機関でまず相談を受け、個々に異なる中小企業者のニーズや経営状況を総合的に判断し、中小企業者に最も適した支援策を提供することで、より実践的な中小企業者の支援をワンストップで行います。

◆制度の概要◆

泉佐野市内で事業を営む中小企業者のニーズや経営状況を総合的に判断するため、専門的な知識や様々な情報を保有する機関である「大阪府よろず支援拠点 」で経営相談を受け、最も適した支援策を情報提供することで、より効果的な支援を行うものです。

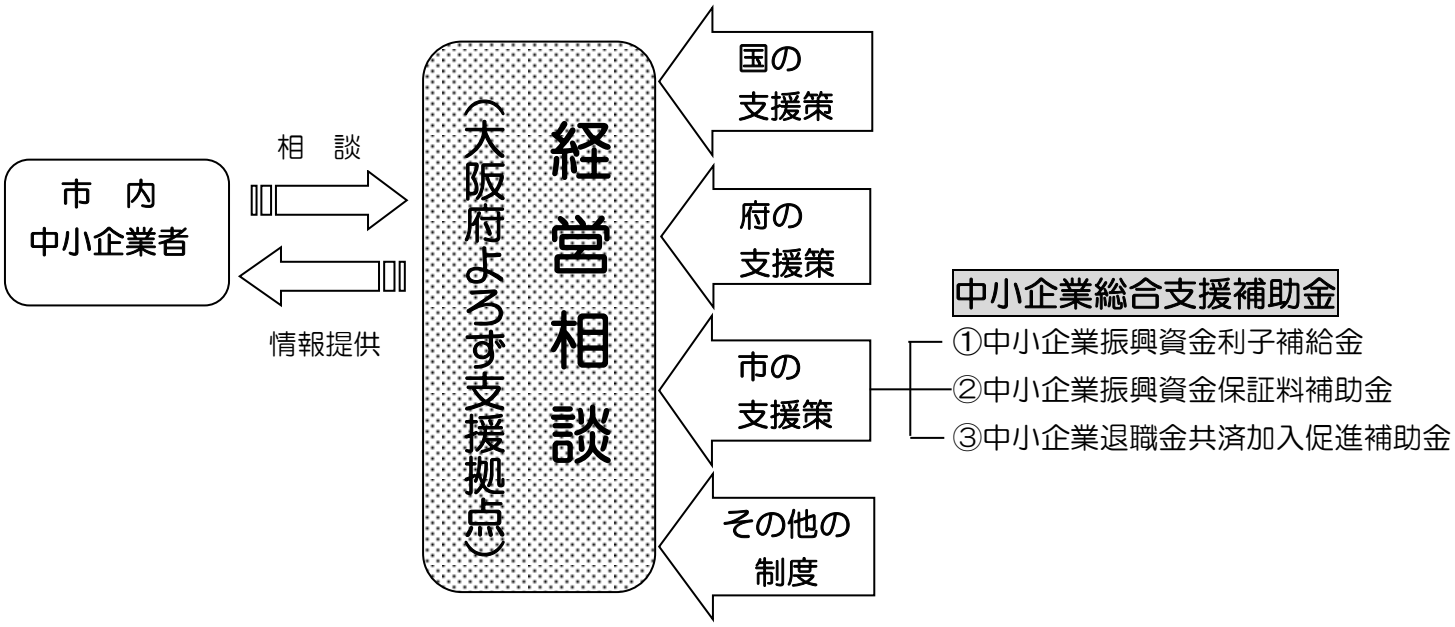

◆中小企業総合支援補助金の内容◆

①中小企業振興資金利子補給金
　（事業資金の返済利子の一部を補給します）
②中小企業振興資金保証料補助金
　（融資を受ける時に支払う信用保証料の一部を補助します）
③中小企業退職金共済加入促進補助金
　（中小企業退職金共済制度に加入している事業所に対して、国の補助に加えてその掛金の一部を補助します）

※補助メニューは、<u>１事業所につき１種類のみ</u> 申請できます。

◆補助対象事業者◆　下記のいずれにも該当していることが条件となります。

- 市内に居住し、かつ市内で事業を営んでいる中小企業者。<u>法人の場合は、市内に本社所在地を有している中小企業者。</u>
- 市税（住民税（法人市民税を含む）、固定資産税（償却資産分を含 む）、都市計画税、軽自動車税）を滞納していないこと。

◆各補助メニューの詳細◆

①中小企業振興資金利子補給金

（注）令和５年度については、**令和５年１月～１２月分まで**の返済分が利子補給の対象になります。

- 補給利率　　融資利率の１／２
- 対象限度額　1,000 万円（当初借入額に対して。但し、当初借入額が 1,000 万円を超える場合は 1,000 万円に換算し、それ以下の場合は借入額が対象限度額になります）
- 補給額　　上限５万円
- 補給対象期間　融資の実行日から５年以内

【利子補給金の計算方法】毎月の返済利子に対して、下記の計算式で算出します。

例）当初借入額７００万円で、該当月の金融機関利子が 8,000 円であった場合の利子補給額は下記のとおり。

4,000 円	＝	8,000 円	×	1／2	×	７００万円（補給対象額） ７００万円（当初借入額）
（利子補給金額）		（金融機関利子）		（補給利率）		

（※補給対象額は上限 1,000 万円）

②中小企業振興資金保証料補助金

- 支払った保証料の１／２の額（ただし、１０万円を上限とする）

※一年度一事業者につき１回限り（当該補助の適用を受けた場合は、市が実施する他の「中小企業総合支援補助金」は３年間適用されません。）

※基準日が属する年の１月１日から基準日までの間に借り受けた対象融資にかかる保証料が対象になります。

【利子補給と保証料補助の対象融資】

融資の種類		利子補給	保証料補助
日本政策金融公庫	マル経融資（小規模事業者経営改善資金）	○	
	生活衛生改善貸付（生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付）	○	
	新企業育成貸付	○	
大阪府制度融資	開業サポート資金（地域支援ネットワーク型など）	○	○
	小規模企業サポート資金 ※	○ ※	○
	チャレンジ応援資金 （設備投資応援融資など）※	○ ※	○
	経営安定サポート資金 ※	○ ※	○

※ 利子補給については、資金使途に「設備」が含まれる融資に限る。

③中小企業退職金共済加入促進補助金

- 基準日※ において常時雇用する従業員数が３０人以下であること。

※ 基準日・・・１２月３１日

- 補助の期間は、事業主が契約した日の属する月から３年以内のものに限る。
- 補助率　10%
- 補助対象掛金月額　掛金（月額）5,000 円を限度とする。

（ただし、5,000 円を超える場合は、5,000 円になります。）

◆申請のながれ◆

①市（まちの活性課）へ経営相談の申込

原則として、希望する相談日の前日までに

↓

②経営相談では、相談者の経営状況やニーズを踏まえて、国府市等が実施する各種支援施策の中から最も適した支援施策を提案します。

↓

③泉佐野市が実施する「中小企業総合支援補助金」を利用する場合は、必要書類をそろえて<u>２月１日から２月末日まで</u>に市（まちの活性課）に申請をします。

２月１日～２月末日
（末日が土日祝日の場合は、翌開庁日）までの間に申請してください。

↓

④市は、提出いただいた申請書類等を元に審査、交付決定を行います。

３月下旬

↓

⑤決定した金額を指定された口座（本人又は法人名義に限る）に振り込みます。

４月下旬

◆申請に必要な書類◆

① 泉佐野市中小企業総合支援補助金交付申請書（様式第１号）
② 泉佐野市中小企業総合支援補助金交付（概算払）請求書（様式第３号）
③ 申請関係書類別紙
④ 添付書類　→　申請する補助金によって変わりますので詳しくはお問い合わせください。

上記の書類をそろえて <u>令和６年２月１日(木)から２月末日（末日が土日祝日の場合は、翌開庁日）までの間に申請（期間厳守）</u>してください。
また、<u>１２月及び１月は経営相談が混み合うおそれがありますので、早めに経営相談を受け、申請に必要な書類の準備をしてください。</u>
なお、①申請書、②請求書、③申請関係書類別紙 の様式は、
「<u>泉佐野市ホームページ→まちの活性課→まちの活性課のリンク→事業所の方へ→中小企業総合支援制度</u>」のページよりダウンロードしていただけます。

お問い合わせ及び経営相談の申込は・・・

泉佐野市　生活産業部　まちの活性課

電話 ０７２－４６９－３１３１（直通）　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　kankou@city.izumisano.lg.jp

http://www.city.izumisano.lg.jp/